

【栗棘庵文書】

一三三二

當年之祝詞珍重候。誠不可有盡期候。仍扇一本拜領過分至、御懇情難述帛上存候。隨而口郡諸半人令蜂起候處、去七日遂一戰悉討捕、早速落居候條可御心安候。次油煙貳挺進入候。表徴志計候。猶爾後便候。恐惶謹言。

(天文十六年) 壬七月廿四日

總 〇 在判

栗棘庵 參 御報

後藤兵部丞

(上包) 栗棘庵 參 御報

總 〇

十二月廿九日。幕府、山城賀茂別雷社氏人福石大夫の訴に依り、同社神主が河北郡金津莊内に於けるその知行分を押領するを停む。

【鳥居大路文書】 山城

一三三三

賀茂社氏人福石大夫申、去天文七年明久屋敷内丈數在々事、令買得當知行處、加州金津庄以公文分之内、號學利平掠給寄破御下知云々。殊更地子錢之儀者、毎年十月廿

日以前申定之納所之處、以十二月廿二日奉書令催促段、旁以無謂。早可退其妨、若又有子細者、可明申由被仰出候也。仍執達如件。

天文十六

十二月廿九日

(松田) 盛 秀 在判

(飯尾) 盛 就 在判

當社神主三位殿

十二月。後奈良天皇、上乘院道喜に、羽咋郡一宮の御料所年貢上納に就いて女房奉書を給ふ。

【氣多神社文書】 羽咋郡

一三三四

(編裏書) 仰天文十六

のとのくに、一の宮の御れう所、天文十三年・十四年の分六千疋、はくよりしん上のよし申され候。一だんめでたくおぼしめし候。このたびは、しかしながら上ぜうぬん、色々ねんごろにちそう候つるしるしに、かやうにげんでうなる事どもにて、ぜひもなくよろこびおぼしめし候よし、よくつたへられ候べく候よし申とて候。これよりのちは、とりつぎていかやうにもまいらせられ候はゞ、

よろこびおぼしめし候べく候よし、よく心えて申とて候と。

(本文にいふはくは神祇伯非參議正二位雅業王にして、上ぜうぬんは後奈良天皇の皇弟上乘院道喜とし、この事實は御湯殿上日記天文十六年十二月十三日の條に、『一の宮の御れう所てんぶん十三年・四年ぶん六千疋みしんとてまいる。まへのすぢめとてはくよりまいる。上ぜう院に 〇 かく申下さるゝとてまいる。』と見えたるに應ずるものなり。)

天文十七年

戊申

紀元二二〇八

八月二日。能登守護畠山義續、鳳至郡總持寺に寄進田畠并に祠堂米錢を安堵せしむ。

【總持寺文書】 鳳至郡

一三三四

能登國櫛比庄總持寺所々寄進田畠等之事、全不可有相違之狀如件。

天文拾七年八月二日

(畠山) 義 續 在判

天文十七年

總持寺

【總持寺文書】

一三三五

能登國櫛比庄總持寺祠堂米錢百五拾貫文事、於向後雖爲一國一同之徳政、不混自余、聊不可有相違之狀如件。

天文拾七年八月二日

(畠山) 義 續 在判

總持寺

【總持寺文書】

一三三六

能登國櫛比庄惣持寺所々寄進田畠并祠堂米錢百五拾貫文事、雖爲御國一統徳政、不混自余、聊以不可有相違之旨、依仰執達如件。

天文拾七年八月二日

續 秀 在判

惣持寺

十一月。羽咋郡氣多社公文日宗、神職の宿直番帳を定む

【氣多神社文書】 羽咋郡

一三三七

五五七